

委 託 契 約 書 (案)

秋田県知事 鈴木 健太（以下「甲」という。）と ○○（以下「乙」という。）とは、秋田県消防防災ヘリコプター（以下「航空機等」（航空機製造事業法第2条第1項に規定する航空機及び同条第2項の規定による航空機器をいう。）という。）の点検整備（以下「整備」という。）業務委託について次の条項により契約を締結する。

（契約航空機等）

第1条 甲が乙と契約する航空機等の型式、数量は次のとおりとする。

型 式	数 量	備 考
川崎式BK117C-2型	1機	登録記号 JA05AR

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年8月○○日から令和9年1月29日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金○○円（うち消費税額及び地方消費税額 金○○円）とする。

（契約保証金）

【納付の場合】

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金○○円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 甲は、乙が契約保証金を納付したときは、保管証書を乙に交付するものとする。

4 契約保証金は、第16条から第18条までに定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

5 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。

6 乙は、前項の定めにより契約保証金の還付を請求するときは、第3項の定めにより交付を受けた保管証書を甲に返さなければならない。

7 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

【納付免除の場合】

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第178条第○号により免除する。

(委託料の支払い方法)

第5条 委託料は、第13条の規定に基づく検査に合格した後、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に乙の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(整備基準)

第6条 航空機等の整備基準は、甲が定めた仕様書によるものとする。

2 乙は、前項の整備基準に疑義がある場合は、速やかに甲に通知し協議しなければならない。

(航空機等の引き渡し)

第7条 整備する航空機等の引き渡しについては、次の各号によるものとする。

一 甲は、乙の整備実施工場において、航空機等を引き渡すものとする。

二 乙は、航空機等の引き渡しを受けるときは、これに立ち会い航空機等を確認し、甲に受領書を交付するものとする。

三 乙は、厳格な管理の下に航空機等を保管し、この契約の定める目的以外に使用又は利用してはならない。

四 乙は、甲から支給される材料部品等（以下「支給品等」という。）の引き渡しを受けるときは、これに立ち会い、品目及び数量等を確認した後、甲に受領書を交付するものとする。

(管理権の移転)

第8条 甲が保有する航空機等の管理権は、第7条第2号により乙に移転する。

2 乙が保有した航空機等の管理権は、第14条の領収により甲に移転する。

(工程表)

第9条 乙が整備に着手しようとするときは、工程表を作成し甲の承認を受けるものとする。

2 甲は、工程表が提出されたときは遅滞なく審査し、不相当と認めたときは、乙と協議するものとする。

(契約の変更及び追加契約)

第10条 次の各号に該当するときは、甲乙協議し契約を変更又は追加契約をすることができる。

一 契約期間内に仕様書が変更され、委託料及び契約期間に変更があるとき。

二 甲の中間検査により基本整備以外に必要と認められる整備があるとき。

三 契約期間内にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により

賃金又は物価に著しい変動を生じ、契約金額が著しく不適當になったとき。

- 2 前項により契約を変更又は追加契約する場合は、変更整備仕様書又は追加整備仕様書によるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、整備の全部又は大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(特許権の使用)

第12条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権にかかる特許発明、実用新案又は意匠の実施について一切の責任を負うものとする。

(検査)

第13条 甲は、契約期間の適当な時期に乙の立ち会いの下で中間検査を行うものとする。

- 2 乙は、整備を完了したときは、その旨を書面をもって甲に通知し、仕様書で定める書類を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、前項の通知の日から7日以内に乙の立ち会いの下で領収検査を行うものとする。
- 4 乙は、整備が前項の検査に合格しないときは、直ちに補修等を行い甲の検査を受けなければならない。
- 5 前項の場合において、検査に要する経費は、乙の負担とする。

(航空機等の領収)

第14条 航空機等の領収は、特にこの契約に定める場合のほか、甲が行う領収検査の合格後に乙の整備実施工場において、甲乙立ち会いの下に行うものとする。

(危険負担)

第15条 甲乙双方の責に帰することができない天災地変等の事由により、乙が整備の全部又は一部を完了することができない場合には、乙は、当該部分についての整備を免れるものとする。

- 2 甲の責に帰すべき事由により、乙が整備の全部又は一部を完了することができない場合には、乙は、当該部分についての整備を免れるものとし、甲は、乙に対して当該部分の整備に要した費用を支払うものとする。
- 3 前項に規定する整備に要した費用の額は、甲乙協議して定める。

(航空機等に関する損害負担)

第16条 乙は、甲から引き渡しを受けた航空機等について、乙が整備の全部又は一部を完了し甲に引き渡すまでの整備において、当該航空機等（乙が航空機等に付加した物品を含む。）が滅失又は損傷した場合の損害負担は、次の各号に定めるところによる。

- 一 航空機等の滅失又は損傷の事由が、乙の故意又は過失その他乙の責に帰すべき事由による場合の損害は、すべて乙の負担とし、乙は、甲の指示に従い航空機等の補修若しくは代品の検討を行い、又はその損害を賠償しなければならない。
- 二 航空機等の滅失又は損傷の事由が、甲の故意又は過失その他甲の責に帰すべき事由による場合の損害は、すべて甲の負担とする。
- 三 航空機等の滅失又は損傷の事由が、天災地変等甲乙双方の責に帰することのできない事由による場合の損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。
- 四 甲が保険金損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、乙は、その価格の限度でその負担を免れるものとする。

（試験飛行及び検査飛行における危険負担）

第17条 試験飛行又は検査飛行において、航空機等が滅失又は損傷したときの損害は、乙の責に帰すべき事由による場合には乙の負担とし、甲の責に帰すべき事由による場合には甲の負担とする。

- 2 天災地変等甲乙双方の責に帰することができない事由により航空機等が滅失又は損傷した場合の損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 甲が保険金損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、乙は、その価格の限度でその負担を免れるものとする。

（第三者に対する損害負担）

第18条 飛行試験又は検査飛行において発生した事故により第三者に損害を与えた場合において、第三者賠償保険をもっててん補することができない部分については、乙が当該部分についての賠償の責を負うものとする。ただし、当該事故が甲の責に帰すべき事由によるものである場合は、甲が賠償の責を負う。

- 2 乙は、前項に記載された事故が発生したときは、直ちに甲に通知しなければならない。

（有償延期及び遅滞利息）

第19条 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内に航空機等の整備の完了が見込めないときは、乙は、その事由を付した書面をもって甲に契約期限の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、契約期間後相当の期日内に整備が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として契約期間を延長することができる。
- 3 甲は、前項の規定により契約期間を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知する。

- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、履行未決済相当額に年3.0%の割合で計算した額とする。
- 5 前項の場合において、領収検査に要した日数は遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第20条 天災地変、不可抗力その他乙の責に帰すことができない事由により、契約期間内に航空機等を整備することができなくなったときは、乙は、速やかにその事由を詳記した書面をもって甲に契約期間の延長を申し出ることができる。

- 2 甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は違約金を徴収することなくこれを承認することができるものとする。

(支給品等の返還)

第21条 乙は、整備の完了又は契約の変更若しくは解除によって不用となった支給品等については、甲の指示により返還しなければならない。

(甲の解除権)

第22条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 乙が契約上の義務に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められたとき。

- 二 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

- 三 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手

方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 甲は、乙が第23条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。
- 3 前項の規定によって契約を解除したときは、乙は、甲に対し違約金を納付しなければならない。
- 4 前項の違約金は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 5 第1項の規定により契約を解除した場合、整備の履行済部分で検査に合格したものは甲の所有とし、甲は、その履行済部分に対する整備に相当する額を乙に支払わなければならない。
- 6 第1項の規定により契約を解除するときは、甲は、書面をもって乙に通知しなければならない。

（乙の解除権）

第23条 乙は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 仕様書を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
 - 二 業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除の場合の単価算定）

第24条 この契約を解除した場合、履行済部分については、市場単価により算定した代金を支払うものとする。

（控除）

第25条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には、本契約に基づき乙に支払うべき代金から控除することができる。

（契約不適合責任）

第26条 甲は、乙から引き渡された航空機等が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、航空機等の修補又は代替品の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、甲の支給品等が契約不適合に起因する場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める契約不適合責任の期間は、航空機等の領収の日から起算して1年間とする。
- 3 甲は、前項に定める期間内において、契約不適合のある航空機等について、乙に対し、相当の期限を定めて修補を請求し又は修補に代えて代替品を請求するとともに、契約不適合により生ずる損害に対する損害賠償の請求をすることができる。
- 4 前項に定める損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 5 甲は、契約不適合によって契約の目的を達成することができない場合には、第3項に定める請求に代えてこの契約を解除し、乙に対し損害賠償の請求を行うことができる。
- 6 甲は、第2項に定める期間内において、航空機等について契約不適合を発見した場合には、遅滞なく乙に通知する。

(紛争の解決)

第27条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審裁判所とする。

(補則)

第29条 この契約書に定めのない事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年8月〇〇日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 鈴木 健 太

乙